

古平町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年4月28日
古平町議会
古平町教育委員会
古平町農業委員会
古平町選挙管理委員会
古平町監査委員

古平町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、古平町、古平町議会、古平町教育委員会、古平町農業委員会、古平町選挙管理委員会、古平町監査委員が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

計画期間については、国の定めた事業主行動計画策定指針において、法の有効期限である平成28年度から平成37年度までの10年間を、各事業主の実情に応じて概ね2年間から5年間程度に区切り設定することとされていることから、前半の5年間である平成28年度から平成32年度までを本計画の計画期間とする。

2 女性職員活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、総務課が担当部署となり、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行う。

3 女性職員の活躍の推進に向けた現状と課題

(1) 採用した職員に占める女性職員の割合

平成27年度に採用した職員の合計は4名で、男女の内訳は男性職員3名（75%）、女性職員1名（25%）となっている。

平成27年度後志管内町村職員採用試験における女性の一次合格者比率17.89%に対し、本町の女性職員採用比率は25%と上回っている状況にある。

表一 1 採用した職員に占める女性職員の割合

職種	採用職員数	うち女性職員数	女性職員比率	摘要
事務職員	4人	1人	25.00%	
技術職員	—	—	—	
保育士	—	—	—	
保健師	—	—	—	
合計	4人	1人	25.00%	

(平成 27 年度)

(2) 平均した継続勤務年数の男女の差異

平成 27 年度の継続勤務年数は、全職員 14.87 年、男性職員 14.48 年、女性職員 15.24 年となっている。

継続勤務年数については、女性職員が男性職員を上回っている状況にある。

表一 2 平均した継続勤務年数の男女の差異

区分	全職員	男性職員	女性職員	摘要
勤続年数	14.87 年	14.48 年	15.24 年	

(平成 27 年度)

(3) 職員一人当たりの超過勤務時間

平成 26 年度の超過勤務時間（災害対策及び選挙事務除く）については、全職員一人当たり年平均 38.2 時間、月平均 3.2 時間、男性職員は一人当たり年平均 33.8 時間、月平均 2.8 時間、女性職員は一人当たり年平均 49.5 時間、月平均 4.1 時間となっている。

超過勤務時間については、これまで取り組んできた超過勤務縮減の取り組みにより少ない傾向にあるが、女性職員が男性職員を上回っている状況にある。

表一 3 職員一人当たりの超過勤務時間

区分	全職員	男性職員	女性職員	摘要
年平均	38.2 時間	33.8 時間	49.5 時間	
月平均	3.2 時間	2.8 時間	4.1 時間	

(平成 26 年度)

(4) 管理的地位及び各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

平成 27 年度における管理的地位にある職員は 10 名、うち女性職員は 2 名であり、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合は 20%と

なっている。

また、役職段階別の女性職員の状況を見ると、係長職が 21.4%、主任職が 50.0%、その他職員が 24.0%となっている。

表一４ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区 分	総数	うち 女性職員数	女性職員 の構成比	摘要
課長等	10 人	2 人	20.0%	※管理的地位
係長	28 人	6 人	21.4%	
主任	12 人	6 人	50.0%	
その他職員	25 人	6 人	24.0%	
合計	75 人	20 人	26.3%	

(平成 27 年度)

(5) 男女別の育児休業取得率及び平均取得期間

平成 23 年度から平成 27 年度の 5 年間で、出産した女性職員 2 名のうち、育児休業を取得したのは 2 名であり、取得率は 100%となっている。

また、同期間中に配偶者が出産した男性職員 5 名のうち、育児休業を取得したのは 0 名であり、取得率は 0%となっている。

女性職員は育児休業からの復帰後に勤務の継続ができており、子を養育する職員の継続的な勤務を促進するという制度の目的を達成できているが、男性職員による育児休業の取得が進んでいない状況にある。

表一５ 男女別の育児休業取得率及び平均取得期間 (過去 5 年間)

区 分	該当者数	取得者数	取得率	平均取得期間
男性	5 人	0 人	0%	－ヶ月
女性	2 人	2 人	100%	10 ヶ月

(平成 23～27 年度)

(6) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

平成 23 年度から平成 27 年度の 5 年間で、配偶者出産休暇の対象となる職員は 4 名で、休暇を取得したのは 0 名であり、取得率は 0%となっている。

また、同期間中で、育児参加のための休暇の対象となる職員は 5 名で、休暇を取得したのは 0 名であり、取得率は 0%となっている。

表—6 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数（過去5年間）

区 分	該当者数	取得者数	取得率	平均取得期間
配偶者出産休暇	4人	0人	0%	— 日
育児参加休暇	5人	0人	0%	— 日

（平成23～27年度）

4 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第2条に基づき、古平町、古平町議会、古平町教育委員会、古平町農業委員会、古平町選挙管理委員会、古平町監査委員において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

（1）女性職員の育児休業の取得率100%を維持する。

（2）平成32年度までに、育児休業を取得する男性職員を1名以上に
する。

（3）平成32年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、
育児参加のための休暇の取得割合を100%にする。

5 女性職員の活躍に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

4で掲げた目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、古平町、古平町議会、古平町教育委員会、古平町農業委員会、古平町選挙管理委員会、古平町監査委員において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、課題に対応するものを掲げている。

平成28年度より、出産を控えている全ての職員に対し、管理職員（又は
人事担当部局）による面談を行い、育児休業、配偶者出産休暇等の活用促
進に関する助言を行う。